

マイナンバー制度の目的としくみ —拡大する利用範囲—

日時 2016年5月27日（金）13：00～14：30

場所 千里山キャンパス 尚文館 1階 マルチメディアAV大教室

講師 松井 修視（社会学部教授）

2013年5月に成立したマイナンバー法（正式名称は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律）は、2015年10月5日の施行日を前に、同年9月3日に「改正」され、施行から約半年、いまだマイナンバー（12桁の個人番号）が届かない多数の人々がいる一方、マイナンバーカードを申し込んだ約1,000万人に対し、地方公共団体情報システム機構のサーバーのトラブルで、いまだ2割程度しかカードが交付されていない状況が続いている。また、同法をめぐっては全国で違憲訴訟が提起されるなど、波乱のスタートとなっている。

このマイナンバー制度をめぐっては、マイナンバー法の施行後、「マイナンバー詐欺」が横行し、また、同制度のシステム設計契約にからむ厚労省職員の汚職事件も発覚している。マイナンバーは、現在の「社会保障、税、災害対策」領域での利用から、2018年には、銀行預貯金口座や予防接種履歴などに紐付けて使われる予定となっており、さらには戸籍や旅券、保険証や運転免許証などにも広げて利用されることが検討されている。このような利用拡大は、上記の詐欺や汚職事件の例からも、大きなリスクをとまうものであり、安易に許されるものではない。

他方、国際的な動きに目を向けると、米国では社会保障番号（Social Security Number、SSN）の利用をめぐって「成りすまし」の問題が多発し、連邦政府はこのSSNを利用しないようシステム更新を行うなどの対策を迫られてきた。また、イギリスでは2006年に成立したIDカード法が2010年に廃止され、カナダでは2000年に社会保険番号（social Insurance Number、SIN）の民間利用を制限するとともに、公的分野での利用においても法令で定める範囲に厳しく限られるようになっていく。そしてさらに、2014年には、SINカードの発行停止に踏み切っている。わが国のマイナンバー制度の導入と利用拡大は、これらの方向に逆行するものといわなければならない。

この公開講座では、1）マイナンバー制度のしくみと問題点、拡大する利用範囲について取り上げ、2）マイナンバー法の基本理念と目的を再度確認し、3）同制度の今後のあるべき姿・方向について考える。

* * *

●聴講無料 予約は不要です。多数のご来場を歓迎します。

手話通訳が必要な場合は、5月12日（木）までに人権問題研究室へご連絡ください。

第87回 10月21日（金）13：00～14：30 「女性に対する暴力をなくすために男性に何ができるか—ホワイトリボンキャンペーンの展開と課題—」（仮題）

第88回 11月18日（金）13：00～14：30 「障害のある学生支援システムの開発物語～関大スタイルを求めて～」（仮題）

会場は、尚文館 1階 マルチメディアAV大教室



主催 関西大学人権問題研究室

〒564-8680 吹田市山手町3-3-35 阪急千里線「関大前」駅下車

Tel 06-6368-1182 Fax 06-6368-0081

ホームページ <http://www.kansai-u.ac.jp/hrs>